

家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について (検討会中間取りまとめ骨子 (たたき台))

1 和牛における知的財産制度の活用

(1) 和牛の遺伝子特許等の戦略的取得

- ① 和牛の遺伝資源保護に資する知的財産権として、遺伝子特許がある。特定の遺伝子について、塩基配列を解析し、有用形質との関連性等の機能解明を行うことができれば、新規性、進歩性、畜産業への利用可能性等の特許要件を満たすことが可能。
- ② 限りある遺伝子の機能解明は、国際的な競争の中にあることから、和牛の新規遺伝子、特に他の品種にない優れた肉質等に関連する遺伝子の塩基配列の解析と機能解明を効率的に推進していくことが必要。
- ③ 全国の研究機関・研究者が連携して、和牛に固有の遺伝子(うま味、香り、サシ等)の特性とその活用についての特許を戦略的に取得する体制の構築を促進。
- ④ 和牛の遺伝的特徴を生かすような新規技術等については、遺伝子解析・機能解明と関連付けた総合的な特許権化を進めることが重要。

(2) 和牛の遺伝資源保護のための遺伝子特許等の活用

- ① 和牛の遺伝資源の保護・活用を効率的に進めるためには、特許権等の融通、国民サービスの向上のための活用等、知的財産の戦略的マネジメントの仕組み(「パテントプール」)が必要。
- ② 遺伝子を利用した品種鑑別法は、牛肉トレーサビリティ法を補完し、遺伝子レベルで品種等を明確化することにより、輸入牛肉・輸入子牛との峻別に活用でき、攻めの農政の観点からも重要。

(3) 地域団体商標制度の活用

輸入牛肉との差別化を促進するため、新たな地域団体商標制度を活用する場合、生産地を保証するだけでなく、生産を管理し品質も保証することを促進することも重要。

2 精液の流通管理の徹底

(1) 家畜改良増殖法に基づく精液の流通管理の厳格化

- ① 和牛の精液が海外流出した状況を踏まえ、ブリーダー等関係者で和牛の遺伝資源の保護意識の醸成を図るとともに、和牛を繋養する家畜人工授精事業体が協議し、自主的に精液の流通管理を厳格化するような体制（精液ストローを譲渡する際、海外に流出させない旨を売買契約の中に盛り込む等）の構築を促進。
- ② 精液ストロー等に、種雄牛の個体識別番号とリンクしたバーコードを印字することにより、精液のロット管理体制の強化を促進。
- ③ 家畜改良増殖法に基づく精液証明書を活用し、精液ストローのトレーサビリティを確立するとともに、実施状況の確認に、同法の立入検査を活用。

3 「和牛」表示の厳格化

- ① 国内で生まれ育てられたことが確認された和牛のみを、「和牛」とする表示を推進。
- ② 食肉公正競争規約などに基づいて「和牛」表示を行う場合、家畜改良増殖法の「品種」、牛肉トレーサビリティ法の「品種（種別）」を活用して確認。
- ③ 限定された「和牛」の特徴、優位性等について、新しい統一マークを作成する等により、消費者に対してわかりやすく啓発。

4 和牛の改良・生産体制の強化

- ① 既に外国に和牛の精液や生体が輸出されている現状を踏まえれば、優れた肉質等に関連する遺伝子特許等を和牛の改良や生産に活用し、改良速度の向上等を図ることが重要。
- ② 海外に負けない優れた和牛を生産し、消費者の支持を得ていくためには、効率的な改良システムを構築することが重要であり、和牛の遺伝的多様性に配慮しながら、家畜個体識別システムや肉用牛枝肉情報全国データベース等を活用した全国的な改良体制の強化を推進することが必要。
- ③ 改良や生産に関する技術の向上等は、優れた肉質の和牛肉を低コストでの供給につながり、消費者にとっても有意義であることを理解してもらい、「和牛」＝「国民の財産」であることを消費者と生産者の共通の認識とすることが重要。